

鳥取市スポーツ推進計画

～ 概要版 ～



平成28年3月
鳥取市教育委員会

『鳥取市スポーツ推進計画』を策定しました！

本市は「鳥取市総合計画」で、市民の健康づくりを推進し、生涯にわたる健康増進を図るため、「スポーツ・レクリエーションの振興」を施策として掲げ、市民総スポーツ運動の推進に取り組んできました。

平成24年3月に国は、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するため、スポーツ基本法に基づくスポーツ基本計画を策定し、これを受けて、平成26年3月には鳥取県スポーツ推進計画が策定されました。市町村においても、これらの計画を参考にし、計画的にスポーツ推進に努めることが求められています。

こうした動向を踏まえ、本市では「する」「みる（観る）」「ささえる（支える）」というスポーツへの関わり方に着目しながら、生涯にわたってスポーツに親しむことのできるまちの創造をめざし、新たにスポーツに関する総合計画である「鳥取市スポーツ推進計画」を策定しました。

基本理念（目指す姿）

すべての市民がいつでもスポーツ活動を実践できる環境を整え、スポーツ活動を通じて、生涯にわたって活力に満ちた豊かな生活を送ることができる鳥取市。

～ 年齢や性別、障がい等を問わず、関心、
適性等に応じてスポーツに親しむことができるまち ～

4つの基本方針

- I 子どものスポーツ機会の充実
- II 生涯スポーツ社会の実現
- III 地域におけるスポーツ活動の推進
- IV 競技力向上につながるスポーツ環境の整備



計画の期間

平成28年度～平成32年度までの5カ年

主な数値目標



「鳥取市民体育祭」の延参加者数
23,713人（H27年度）⇒ 25,000人（H32年度）



「鳥取市スポーツレクリエーション祭」の参加者数
926人（H27年度）⇒ 1,200人（H32年度）



「鳥取マラソン」のエントリー数
3,500人（H27年度）⇒ 5,000人（H32年度）



全国規模のスポーツ大会やキャンプ・合宿等の開催件数
2件（H27年度）⇒ 10件（H28～32年度）

基本方針Ⅰ

子どものスポーツ機会の充実

生涯にわたってスポーツに親しむためには、子どもの頃から運動やスポーツに触れ、体を動かす習慣を身に付けることが大切です。そのために、乳幼児期から体を動かす遊びや運動に触れる機会を提供するとともに、児童期以降の学校体育・社会体育の充実を図ります。

施策1

乳幼児期からの体を動かす遊びや運動の実践

【具体的施策】

- ① 幼児期における遊びや運動の機会の提供
- ② 保育園・幼稚園での外遊びの推奨
- ③ 親子で行う遊びや運動の展開



施策2

学校体育・社会体育への支援

【具体的施策】

- ① トップアスリートを活用した子どもの育成
- ② 学校体育・社会体育に関わる指導者の育成
- ③ 子どもをとりまく関係団体、指導者、保護者等への啓発
- ④ スポーツ少年団活動の奨励
- ⑤ 小・中学校体育連盟との連携
- ⑥ 少年スポーツクラブの実態把握
- ⑦ 児童期におけるスポーツ交流の実践

基本方針Ⅱ

生涯スポーツ社会の実現

誰もが活力に満ちた豊かな生活を送るためには、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境を整える必要があります。市民の誰もが関心や適性等に応じ、生涯にわたってスポーツ活動を行うことができる社会の実現をめざします。

施策1

市民総スポーツ運動の推進

【具体的施策】

- ① 鳥取市民体育祭の充実
- ② 体力づくり型事業の推進
- ③ 自己の健康管理に資する取り組みの促進
- ④ ニュースポーツの普及促進
- ⑤ 総合型地域スポーツクラブ等との連携・協力



施策2

誰もが参加しやすいスポーツ環境づくり

【具体的施策】

- ① 障がいの有無に関わらないスポーツ環境の醸成
- ② 高齢者のスポーツ活動機会の創出
- ③ 安全なスポーツ環境の整備
- ④ スポーツに関する情報の提供
- ⑤ 市民サービスの向上を目的とした施設等の機能改善



基本方針Ⅲ

地域におけるスポーツ活動の推進

地域スポーツを活性化させることで、地域の連帯感を強めたり、地域社会を再生化したりすることができます。スポーツ推進委員やボランティアとしてスポーツに関わる人々によってスポーツ活動が支えられ、地域住民が主体的にスポーツやまちの活動に参画することを目標とします。また、スポーツを通じた地域交流によって、相互理解や友好の促進を図ります。

施策1

地域活力の創出に向けたスポーツ振興

【具体的施策】

- ① スポーツ界の好循環の創出
- ② 地域から発信するスポーツ活動の展開
- ③ スポーツ推進委員を対象とする研修の充実
- ④ 地域に根差したプロスポーツチームとの相互発展
- ⑤ 「ささえるスポーツ」活動の創出
- ⑥ 施設開放の促進
- ⑦ 地域の高等教育機関との連携



施策2

スポーツ交流の推進

【具体的施策】

- ① スポーツツーリズムの推進
- ② スポーツを通じた国際交流の推進
- ③ 「みるスポーツ」活動の推奨
- ④ 交流事業の開催
- ⑤ 姉妹都市交流の継続



基本方針Ⅳ

競技力向上につながる スポーツ環境の整備

勝敗や記録を争う競技スポーツは、協調性や責任感などを育み、仲間と触れ合うことの大切さを教えてくれます。こうした競技スポーツの重要性に鑑み、競技団体への支援や指導者の育成のみならず、競技力の向上に資するスポーツ環境を整えます。

施策1

競技人口の増加をめざした施策の展開

【具体的施策】

- ① 体育協会をはじめとする関係団体との連携・協働
- ② 指導者の育成と資質の向上
- ③ 「するスポーツ」活動の積極的な展開
- ④ 優秀選手への支援
- ⑤ 顕彰制度の充実
- ⑥ オリンピック・パラリンピック招致ムードの高揚



施策2

施設をはじめとするスポーツ環境の構築

【具体的施策】

- ① 競技スポーツに対する市民ニーズの把握
- ② 施設予約の利便性の向上
- ③ 競技者への積極的な広報
- ④ 競技スポーツとの出会いの創出
- ⑤ スポーツ施設環境の充実

計画の全体像

国

スポーツ基本法

スポーツ基本計画

(地方スポーツ推進計画)
第十条 地方公共団体は、「スポーツ基本計画」を参酌して
「地方スポーツ推進計画」を定めるよう努めるものとする。

県

鳥取県スポーツ推進計画

各市町村において地域の実情に合ったスポーツ推進計画を立案する
際に参考となる計画

市

第10次鳥取市総合計画

鳥取市の教育等の振興に関する大綱

鳥取市教育振興基本計画

鳥取市スポーツ推進計画

鳥取市スポーツ推進計画

平成28年3月

発行/鳥取市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課（スポーツ振興係）

〒680-0047 鳥取県鳥取市上魚町39番地（第二庁舎4階）

電話：0857-20-3371

ファックス：0857-20-3364

メール：kyo-gakuspo@city.tottori.lg.jp